

マイナビ ツール・ド・九州2024イベントプロモーション開催・運営等業務委託 企画提案公募実施要領

一般社団法人ツール・ド・九州（以下「発注者」という。）は、「マイナビ ツール・ド・九州2024イベントプロモーション開催・運営等業務」の契約候補者を選定するにあたり、この要領に基づき企画提案公募を実施します。

1 業務概要

- (1) 名称 マイナビ ツール・ド・九州2024イベントプロモーション開催・運営等業務
- (2) 業務内容 別添「業務仕様書」のとおり
- (3) 目的 2024年に開催した国際自転車競技連合公認サイクルロードレース「マイナビ ツール・ド・九州2024（以下「大会」という。）」の認知度向上を図るため、2023大会及び2024大会のレース写真や映像を活用した展示会を開催するとともに、次大会の誘客につなげるPR業務を行うもの。

2 契約概要

- (1) 契約形態 委託契約
- (2) 発注者 一般社団法人ツール・ド・九州
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年2月28日まで
- (4) 支払時期 契約の履行を確認した後、精算払とする。

3 提案上限額

23,000千円（消費税及び地方消費税含む）

4 参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県、長崎県、熊本県、大分県又は宮崎県が定める要綱等に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------|
| 令和6年12月 5日（木） | 公募開始 |
| 12月11日（水） | 参加申込書及び質問受付期限（12時まで） |
| 12月12日（木） | 質問に対する回答 |
| 12月24日（火） | 企画提案書提出期限（12時まで） |
| 12月27日（金） | 審査結果通知 |
| 12月下旬～1月上旬（予定） | 委託契約締結 |

6 応募手続

(1) 参加申込書の提出

本公募に参加する者は、「参加申込書（様式1）」を提出すること。

ア 提出期限 令和6年12月11日（水）12時まで（必着）

イ 提出方法 PDFデータを「10 提出先及び問合せ先」に電子メールで提出すること。

ウ その他 参加申込書を提出した者に対しては、大会ロゴマークのデータを送付する。ロゴマークは、本公募における企画提案書類の作成以外の目的に使用してはならない。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

① 受付期間 公募開始の日から令和6年12月11日（水）12時まで（必着）

② 質問方法 「10 提出先及び問合せ先」に電子メールで送付すること。様式は任意とする。

イ 質問の回答

質問の回答は、質問者を匿名化し、受け付けた質問及び回答を一覧表にした上で、質問者及び参加申込書を提出した者に送付する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出期限 令和6年12月24日（火）12時まで（必着）

イ 提出方法 PDFデータを「10 提出先及び問合せ先」に電子メールで提出すること。

ウ 提出書類

① 企画提案書（様式任意）

※別添「業務仕様書」を踏まえ、下表に掲げる項目を記載すること。

項目	記載すべき内容
業務スケジュール	本業務を実施するにあたってのスケジュール
提案内容 (展示会の実施、展示会の広報)	・開催期間の提案 ・会場の提案 ・イベントの企画 ・次大会のPR動画の提案 ・セールバナー、ノベルティグッズの提案 ・展示会の運営方針（配置人数等） ・展示会の広報 ※業務仕様書に記載のない事項であっても、委託金額の範囲内で実施可能な事項があればご提案ください。
(任意) 自由提案	別紙「業務仕様書」の「4 業務内容」の(1)(2)に関連し、展示会の実施、展示会の広報について、委託金額の範囲内でご提案ください。

② 法人等の概要（様式任意、既存のパンフレット等可）

③ 見積書（様式任意）

人件費、使用料（会場・設備使用料、施工費、運搬費等）、広報・PR関係費、共通備品・資機材費（PR動画、ノベルティグッズ、装飾備品、ポスター・チラシ、交通費等）、その他（業務管理費、事業作成経費等）

※一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の数量、単価等が判断できる内容とする。）

7 契約候補者の選定

- (1) 契約候補者の選定は、「マイナビ ツール・ド・九州2024イベントプロモーション開催・運営等業務委託審査委員会」において行う。
- (2) 提出された企画提案書類について、審査基準に基づき書面審査を行い、契約候補者を決定する。
- (3) 参加が1者の場合であっても審査を行い、契約候補者として選定するか否かを決定する。また、参加者がいない場合には、業務内容等を見直し、再度公募を行う。
- (4) 選定結果は、別途文書で通知する。結果に対する異議は受けない。

8 契約の締結

- (1) 契約候補者の決定後、契約候補者と業務内容を協議し、改めて仕様書を確定する。協議にあたっては、必要に応じ契約候補者が提出した企画提案書類の趣旨を変更しない範囲において、業務実施方法等の修正を求めることがある。なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合、次点の者を契約候補者として協議を行う。
- (2) 仕様書が確定した後、契約候補者に対し改めて見積書の提出を依頼する。
- (3) 委託料には、業務の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入等、資産取得となる経費は対象外とする。
- (4) 契約書は、契約候補者において作成するものとする。
- (5) 協議の結果、別紙「業務仕様書（案）」に記載の業務内容について、契約を分ける場合がある。
- (6) 契約にあたっては所定の様式の暴力団排除に関する誓約書の提出を求める。

※ 契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに、違約金を徴収する。

9 留意事項

- (1) 本企画提案公募への参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性を損なう行為があった場合
 - エ この要領に違反すると認められる場合
 - オ その他、発注者が提示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、契約候補者の選定以外の目的で参加者に無断で使用することはない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、契約候補者の選定等において必要な場合は無償で使用、複製できるものとする。
- (5) 参加者は、企画提案書類の提出をもって、この要領の記載内容に同意したものとする。
- (6) 提出書類の提出後、契約締結までの間に参加者が「4 参加資格」を満たさなくなった場合は、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。この場合において、当該参加者が契約候補者である場合は、次点の者を契約候補者として手続きを行う。
- (7) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに「10 提出先及び問合せ先」に連絡するとともに、書面（様式任意）により届け出ること。

10 提出先及び問合せ先

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館6階

一般社団法人ツール・ド・九州 担当：和哥山

電 話 092-981-3020

F A X 092-981-3021

M a i l contact@tourdekyushu.asia